

露店等開設届提出のお願い

三重県総合文化センター内において、
不特定多数の来場者が集合する催しで、「**対象火気器具等**」を使用する露店等を開設の場合は、
消防署への届出と消火器の設置が必要です。

対象火気器具等とは

- ①火を使用する器具
- ②使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって「液体燃料」「固定燃料」「気体燃料」を使用する器具
- ③使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって「電気」を熱源とする器具

【例】

ガスコンロ・グリル・ストーブ・ホットプレート・IHコンロ・発電機・キッチンカー 等

1. 「露店等の開設届出」承諾書（1部）

「露店等の開設届出」承認申請書と付属図面※2（各2部）を作成し、当センターに申請する。

※1「露店等の開設届出」承諾書、「露店等の開設届出」承認申請書は、
当センターのHP「施設を借りる→申込書・申請書類ダウンロードのページ」からダウンロードできます。

※2 付属図面には「火を使用する場所」「火気器具名称」「消火器設置位置」をご記入下さい。
（図面は当センターHP「施設を借りる→施設図面・詳細資料作成のページ」からダウンロードできます。）

2. 当センターの防火管理責任者の承諾後、津市消防本部北消防署へ書類一式を持参し、承認を受ける。

【注意】

- ・消防署の承認が下りるまで数日かかる場合がありますので、早めの申請をお願いします。
- ・当日、消防署の現場確認がある場合がございます。
- ・申請後に催事を中止する場合は、「津市消防本部北消防署」まで中止のご連絡をお願いします。



3. 消防署の承認とともに [正] [副] の印を押された「露店等の開設届出」承認申請書が返却されますので、
副本（[副] の印を押されたもの）を当センターに提出する。（[正] は消防署で保管）

お問合せ

施設利用サービスセンター 施設運営課

TEL : 059-233-1118（受付時間 9 : 00-19 : 00） FAX : 059-233-1115

E-mail : sisetu@center-mie.or.jp

休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）